



高齢者社会活動等参加ポイント
事業について

令和6年分のポイント交換受付中

・交換受付窓口は、保健福祉課または各支所で
す。

- ・印鑑、ポイントカードを必ずご持参ください。
- ・10ポイント(500円分の商品券)から交換可能です。※上限100ポイント(5千円分の商品券)
- ・交換期限は令和7年1月31日(金)です。
- ※この日以降は交換できません。

■注意事項

- ・翌年へのポイントの繰越はできません。
- ・団体で参加している場合でも、ポイントの交換は個人での申請になります。
- ・町税等に滞納がある場合は、商品券の交換はできません。

令和7年のポイントカードの申請について
(令和6年12月23日)

■個人登録の場合は、更新の申請が必要です

- ・保健福祉課または各支所にて手続きを行って
ください。

■団体登録の場合は、申請は不要です

- ・新しいポイントカードは、団体登録時の管理
者あてに登録人数分郵送されます。

※人数等に変更がある場合は、ご連絡くだ
さい。

問

保健福祉課福祉係

☎5612111



高齢者の皆さまへ
お試し無料体験のご案内

小平町在宅老人デイサービスセンターでは、入浴をはじめ、様々な器具を用いた身体機能の維持・向上や認知症予防に対するサービスを提供しています。

また、昼食やおやつの提供も行っているほか、食前には嚙下・口腔体操、食後には歯磨きなどの口腔ケアも行っておりますので、興味を持たれた方やお試し無料体験をご希望の方は、お気軽にお問合せください。

問

地域包括支援センター
鬼鹿支所

☎5612111
☎5711111



「家族介護手当」について

家庭において家族等を介護する方に対し、日常の介護の労をねぎらうとともに、在宅被介護者の福祉増進を図ることを目的として「家族介護手当」を支給しています。

受給には申請が必要ですので、下記までお問合せください。

対

手当の支給対象者は、①～⑥のいずれかに該当する6か月以上継続して常時臥床(寝たきり)状態にある被介護者の日常生活を無報酬で介護する小平町民の方

①要介護認定を受け、要介護3・4・5に該当する方

②身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方

③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健

福祉センターまたは精神科を標ぼうする医師において重度の知的障害と判断・診断された方

④特定疾患医療受給証の交付を受けている方

⑤特定疾患認定書の交付を受けている方

⑥先天性血液凝固因子障害等医療受給者証か先天性血液凝固因子障害等患者認定書の交付を受けている方

ただし、障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当(経過措置)・障害者基礎年金、これらの他に障害を支給事由とする年金等を受給している方は対象外です。

■支給額

- ・対象者①の場合、要介護3の介護者には月額5千円、要介護4・5の介護者には月額1万円

(申請日の属する月の前1年間において、居宅介護サービス費の支給を受けていない場合は、要介護3の介護者に月額7千円、要介護4・5の介護者には月額1万5千円)

- ・対象者②～⑥の場合の介護者には月額1万1千円。

問

保健福祉課福祉係

☎5612111



望洋台スキー場
オープンに向け準備中

望洋台スキー場は、オープンに向けて準備を進めています。オープンについては、新聞チラシ等で周知します。

昨年に続き本年度も町内小中学生のリフト無料化を実施します。

また、本年度のシーズン券購入受付は、12月2日(月)から開始します。今シーズンも「ともだち